

監査公表第507号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定しましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年8月23日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同	今	枝	徳	藏
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

平成16年度出資団体監査結果公表

監査の種類 出資団体監査

監査の対象 財団法人京都市女性協会及び当該団体を所管する京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課

監査の対象期間 平成15年4月から平成16年3月まで

監査の実施期間 平成16年6月から同年8月まで

監査の範囲及び方法 今回の監査は、主として平成15年4月から平成16年3月までの間の当該団体の経理事務及び運営状況並びに本市所管課における当該団体に関する事務を対象とし、関係帳簿、証書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を行った。

注 当該団体の経理の状況に関する諸表中の計数は、当該団体の決算書に基づき表示している。

1 概要

(1) 設立目的

財団法人京都市女性協会（以下「女性協会」という。）は、平成5年5月に設立され、女性の自立と広範な社会参加を支援する事業を幅広く展開し、男女が共に自立し、参画し、創造する都市としての京都の実現に寄与することを目的としている。

(2) 事業

女性協会は、その目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

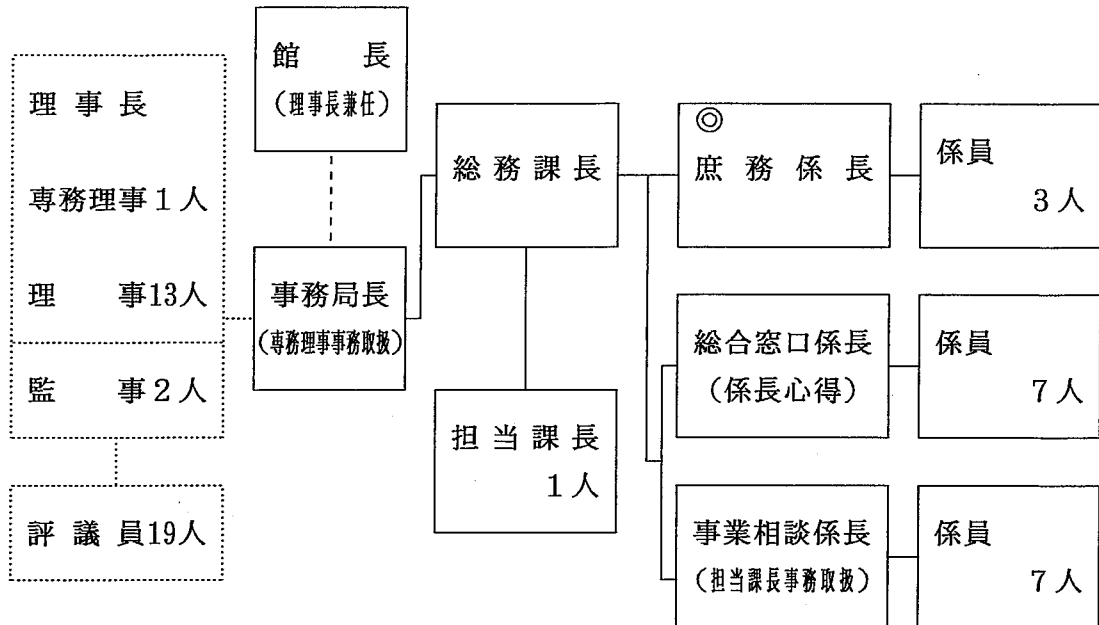
- ア 女性問題に関する情報、資料の収集及び提供
- イ 女性問題に関する講座、講演会その他の催しの開催
- ウ 女性問題に関する相談
- エ 地域の女性団体、サークルとの連携、協力及び交流の場の提供
- オ 女性の健康を保持増進するための各種講座の開催
- カ 女性総合センターの管理運営受託

(3) 基本財産

女性協会の基本財産は、5,000万円であり、全額を京都市が出えんしている。

(4) 組織（平成16年6月1日現在）

注 ◎印は市派遣職員を示す。



事務局職員	
(内訳)	
市派遣職員	1人
一般職員	11人
嘱託職員	8人
合計	20人

(5) 主な事業

ア 情報提供事業

(7) 図書、行政資料等の収集及び提供

a 資料登録数

(単位 冊, 本)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
一 般 図 書	43,190	44,618	45,980
雑誌・ミニコミ・行政資料等	12,362	13,557	15,145
館内視聴ビデオ	412	422	422
貸出用ビデオ	393	460	514

b 図書情報室利用状況

(単位 人, 冊, 本)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用登録者数	20,925	22,333	23,608
利用者数	25,412	23,406	22,591
貸出冊数	61,997	58,234	55,873
ビデオ貸出数	2,928	2,427	2,315

(イ) 啓発情報誌等の発行

男女共同参画社会について考えるきっかけとなることを目指す啓発情報誌「E b」と、講座やイベント等の事業を案内する「ウィングスきょうと」を発行

イ 学習、研修事業

(7) パソコン講座

(単位 回, 円, 人, %)

講 座 名	時間帯	回数	受講料	募集	参加	充足率
秋・パソコン入門講座	午 前	6 12時間	8,700	20	20	100
春・パソコン基礎エクセル講座	午 前	8 16時間	11,400	20	20	100
春・パソコン基礎ワード講座	午 後	8 16時間	11,400	20	20	100
秋・パソコン基礎エクセル講座	午 後	8 16時間	11,400	20	20	100
	夜 間	8 16時間	11,400	20	20	100
秋・パソコン基礎ワード講座	午 前	8 16時間	11,400	20	20	100
春・エクセル応用講座	午 前	6 12時間	9,400	20	20	100
秋・エクセル応用講座	午 前	6 12時間	9,400	20	20	100
	夜 間	6 12時間	9,400	20	20	100
エクセルマクロ講座	午 後	4 12時間	9,400	20	15	75
	夜 間	6 12時間	9,400	20	20	100
春・アクセス講座	午 後	10 20時間	15,400	20	20	100
秋・アクセス講座	午 後	7 21時間	15,400	20	20	100
	夜 間	10 20時間	15,400	20	20	100
エクセルMOUS (一般) 講座	午 後	4 12時間	10,600	20	12	60
ワードMOUS (一般) 講座	午 後	4 12時間	10,600	20	17	85

(イ) 京都市女性大学の運営受託

女性問題に関する総合的、体系的な学習機会の拡大を図るため、京都市からの受託事業として京都市女性大学を運営

京都市女性大学の受講者 (単位 人)

区 分	定員	受講者数(男性)	延べ受講者数
基本コース	120	146(19)	1,739
テーマ学習コース	90	38(1)	760

平成15年度卒業生15人

ウ 健康増進事業

(単位 円, 人, %)

講 座 名		受講料	募集	参加	充足率
エアロビクスエク ササイズ講座	第1期(全10回)	10,000	35	33	94
	第2期(全12回)	12,000	35	34	97
	第3期(全10回)	10,000	35	35	100
ソフトダンス講座	第1期(全10回)	10,000	35	32	91
	第2期(全12回)	12,000	35	21	60
	第3期(全10回)	10,000	35	27	77
エンジョイダンス 講座	第1期(全10回)	10,000	35	30	86
	第2期(全12回)	12,000	35	20	57
	第3期(全10回)	10,000	35	28	80
気功講座	第1期(全10回)	10,000	70	72	103
	第2期(全12回)	12,000	70	73	104
	第3期(全10回)	10,000	70	75	107
ゴスペル講座	第1期(全10回)	10,000	40	37	93
	第2期(全12回)	12,000	40	40	100
	第3期(全10回)	10,000	40	40	100

エ 相談事業

日常生活の中で女性が直面する様々な悩みについて総合的な相談を実施

(7) 相談件数

(単位 件, %)

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
一般相談(面接)	95	9.1	82	7.2	132	9.6
一般相談(電話)	727	69.7	838	73.6	1,046	76.1
専門相談(法律)	64	6.1	67	5.9	63	4.6
専門相談(労働)	46	4.4	27	2.4	10	0.7
専門相談(女性への暴力)	111	10.6	124	10.9	123	9.0
合 計	1,043	100.0	1,138	100.0	1,374	100.0

(イ) 年齢別相談件数 (平成15年度)

(単位 件, %)

区 分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合 計
件 数	5	158	342	232	196	66	20	355	1,374
構成比	0.4	11.5	24.9	16.9	14.3	4.8	1.5	25.8	100.0

(ウ) 内容別相談件数 (平成15年度)

(単位 件, %)

区 分	生き方	労働	家族	夫婦・男女	老後	性	病気	生活	法律	その他	合 計
件 数	115	105	185	597	5	42	71	52	194	8	1,374
構成比	8.4	7.6	13.5	43.4	0.4	3.1	5.2	3.8	14.1	0.6	100.0

※ 上記 1,374件の相談のうち、暴力に関する相談は 404件 (29.4%) である。

オ 交流促進事業

様々な分野で活動している女性団体、個人の交流やネットワークづくりを図り、活動の活性化を目指す取組として、「ウィングス京都女性映画フェスタ2003」を開催

カ 京都市女性総合センターの管理運営受託事業

京都市女性総合センター施設利用率 (利用区分別)

(単位 %)

施設名	年 度	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
イベントホール		45	51	38	36	46	21	38	49	24
スポーツルーム		94	94	96	94	96	98	94	93	97
セミナー室	A	56	91	70	58	87	71	56	91	73
	B	54	85	50	54	77	50	46	79	51
会議室	1	77	94	80	74	94	79	77	98	86
	2	64	91	80	64	93	80	61	94	82
	3	90	98	96	95	100	95	96	99	95
	4	90	98	95	93	98	96	92	98	94
	5	84	98	96	88	99	96	92	98	92
	6	74	96	94	85	99	90	93	98	86
小会議室	A	73	94	88	78	95	81	83	96	75
	B	87	99	95	95	98	94	96	98	89
和 室	A	20	42	31	24	44	24	39	51	21
	B	23	66	38	34	68	48	37	72	34
ビデオシアター		6	17	9	7	18	9	8	19	8
音 楽 室		79	85	83	87	83	86	85	82	82
調理コーナー		50	73	37	56	75	34	65	84	42
フィットネスルーム		75	75	83	81	67	85	84	68	91
ビデオスタジオ		6	12	5	20	25	7	60	77	35
平 均		60	77	67	64	77	66	69	81	66

(6) 経理の状況

女性協会の経理の状況は、次のとおりである。

ア 収支計算書

(単位 円)

年 度 科 目		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
収 入 の 部	基本財産運用収入	197,808	100	534	0	25,545	13
	助成金収入	—	—	385,900	—	350,000	—
	補助金収入	153,638,000	100	149,083,491	97	149,102,089	97
	受託料収入	149,284,000	100	144,115,000	97	132,861,314	89
	自主事業収入	14,210,200	100	14,477,516	102	11,255,123	79
	雑収入	9,972,552	100	2,447,997	25	2,515,377	25
	特定預金取崩収入	2,484,000	100	1,458,000	59	426,000	17
	当期収入合計(A)	329,786,560	100	311,968,438	95	296,535,448	90
	前期繰越収支差額	2,503,574	100	4,073,570	163	4,918,816	196
	総計(B)	332,290,134	100	316,042,008	95	301,454,264	91
支 出 の 部	自主事業費	134,580,341	100	130,149,173	97	122,579,581	91
	受託事業費	155,954,646	100	144,137,384	92	132,861,314	85
	管理費	37,681,577	100	36,836,635	98	36,615,854	97
	予備費	—	—	—	—	—	—
	当期支出合計(C)	328,216,564	100	311,123,192	95	292,056,749	89
当期収支差額(A)-(C)		1,569,996	100	845,246	54	4,478,699	285
次期繰越収支差額(B)-(C)		4,073,570	100	4,918,816	121	9,397,515	231

イ 貸借対照表

(単位 円)

年 度 科 目		平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末	
		金 額	指数	金 額	指数	金 額	指数
資 産 の 部	流 動 資 産	41,876,263	100	52,649,128	126	42,520,957	102
	現 金	462,092	100	399,657	86	381,151	82
	当 座 預 金	154,823	100	486,463	314	1,428,793	923
	普 通 預 金	35,072,574	100	47,107,946	134	37,293,775	106
	郵 便 貯 金	5,577,736	100	3,096,469	56	2,578,365	46
	未 収 入 金	545,998	100	676,629	124	93,892	17
	仮 払 金	40	100	778,724	1,946.810	607,091	1,517.728
	前 払 金	63,000	100	103,240	164	137,890	219
	固 定 資 産	89,955,048	100	96,360,888	107	90,185,440	100
	基 本 財 産	50,000,000	100	50,000,000	100	50,000,000	100
	普 通 預 金	50,000,000	100	50,000,000	100	30,000,000	60
	京 都 み ら い 債	—	—	—	—	10,000,000	—
	京 都 浪 漫 債	—	—	—	—	10,000,000	—
	そ の 他 固 定 資 産	39,955,048	100	46,360,888	116	40,185,440	101
	什 器 備 品	22,754,560	100	31,968,400	140	26,218,952	115
	保 証 金 ・ 出 資 金	15,000	100	15,000	100	15,000	100
	退 職 給 与 引 当 預 金	15,605,000	100	12,797,000	82	12,371,000	79
	電 話 加 入 権	1,580,488	100	1,580,488	100	1,580,488	100
	資 産 合 計	131,831,311	100	149,010,016	113	132,706,397	101
	負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	流 動 負 債	39,152,693	100	47,730,312	122	33,123,442
未 払 金		33,061,799	100	43,809,761	133	30,923,506	94
預 り 金		5,249,694	100	3,464,551	66	1,799,936	34
前 受 金		841,200	100	456,000	54	400,000	48
固 定 負 債		38,343,000	100	36,763,000	96	36,763,000	96
退 職 給 与 引 当 金		38,343,000	100	36,763,000	96	36,763,000	96
負 債 合 計		77,495,693	100	84,493,312	109	69,886,442	90
正 味 財 産		54,335,618	100	64,516,704	119	62,819,955	116
(うち基本金)		(50,000,000)	(100)	(50,000,000)	(100)	(50,000,000)	(100)
(うち当期正味財産増加額)		(△ 1,515,625)	(△100)	(10,181,086)	(672)	(△1,696,749)	(△112)
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	131,831,311	100	149,010,016	113	132,706,397	101	

2 監査の結果

監査の結果、団体の経理事務はおおむね適正に処理されていると認め
たが、一部に次のような事項があった。

(1) 収支に関する事務

収支予算書及び計算書類の科目については、公益法人会計基準にお
いて、一般的、標準的なものが示されている。

この収支計算書の科目について、

ア 民間団体からの助成金については、京都市からの補助金収入と同
様に、大科目「補助金等収入」に含めることとされているが、別に
大科目「助成金収入」を設定し、その中に含めていた。

イ 自主事業による収入については、大科目「事業収入」に含めるこ
ととされているが、この科目を設定せず、大科目「補助金等収入」
に含めていた。

ウ 研修等の受講料や委託契約をしている業務に係る経費の支出に当
たって、支出する科目を誤っていたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 契約事務

財団法人京都市女性協会経理規程（以下「経理規程」という。）で
は、女性協会の契約は競争入札によることとされており、定められた
要件に該当する場合は随意契約の方法によることができるとされてい
る。

この契約事務について、

ア 競争入札をせず、随意契約をする理由の不明確なものが多数あっ
た。

イ 随意契約について、見積合わせを行っていないものがあった。
適正な事務処理をされたい。

(3) 固定資産の減価償却に関する事務

経理規程では、固定資産について、毎会計年度末に減価償却を行わ
なければならないこととされている。

この固定資産の減価償却に関する事務について、
ア 償却率が不明確であったもの
イ 償却額の計算が誤っていたもの
ウ 固定資産の減価償却は取得の翌月から行うこととされているが、
取得した月から減価償却を行っていたもの
があった。

適正な事務処理をされたい。

(4) 物品の管理事務

財団法人京都市女性協会経理規程施行細則では、物品の管理は数量、
使用状況等を常に把握し、出納管理を明らかにするため備品台帳を備
えることとされている。また、京都市から貸与された物品については、
管理物品の貸与及び管理に関する契約書（以下「契約書」という。）
に基づき、京都市物品会計規則の定めるところにより保管及び使用し
なければならないこととされている。

この物品の管理事務について、

ア 京都市からの貸与物品について、契約書の貸与物品一覧と備品台
帳の点数が一致していなかった。

イ 台帳は品名ごとに分けて作成することとされているが、

(7) 同じ品名に属する物品について、1枚の台帳で管理していなか
ったもの

(1) 品名の異なる物品について、台帳を分けずに1枚の台帳で管理
していたもの

があった。

ウ 譲渡した物品について、台帳の処理を行っていなかったものがあ
った。

エ 備品整理票のちょう付が漏れていたものがあった。

オ 備品台帳に固定資産が含まれていたものがあった。

適正な事務処理をされたい。

また、本市所管課における当該団体に関する事務はおおむね適正に処
理されていると認めたが、施設の使用に関する事務について次のような
事項があった。

京都市女性総合センターの施設の使用料については、京都市女性総合センター条例（以下「センター条例」という。）で定められている。

しかしながら、施設の設置目的以外の使用については、センター条例には定めがないため、京都市公有財産及び物品条例（以下「公有財産条例」という。）に基づき、行政財産の目的外使用として、その使用を許可している。

この施設の設置目的以外の使用に関する事務について、

- (1) 使用料は、公有財産条例に基づき制定した京都市女性総合センター会議室等に係る目的外使用許可に関する要綱（以下「要綱」という。）により定めているが、センター条例に定める料金の倍額としており、算定根拠が不明確であった。
- (2) 使用料は、時価、取得価額、減価償却額等を踏まえて決定することとされているが、平成9年4月に要綱が施行されて以降、一度も使用料の見直しを行っていないかった。

適正な事務処理をされたい。

また、同じ施設でありながら、使用目的によって使用料の根拠となる条例が異なっており、使用料がわかりにくくなっているため、施設の設置目的以外の使用料についても、センター条例で定めるなど明確になるよう検討されたい。

3 女性協会に対する要望

女性協会は、平成5年5月に設立され、男女共同参画社会の実現を目指す中核施設である京都市女性総合センター「ウィングス京都」の管理運営、京都市女性大学の運営等の事業を京都市から受託して行うとともに、自主事業として、情報提供事業、学習研修事業、健康増進事業、相談事業等を行っている。

平成15年度は、入館者数及び会議室等の各施設の利用率が若干増加しているが、図書情報室の利用者数及び図書、ビデオ等の貸出数は減少している。また、相談事業の相談件数は増加しているものの、学習研修事業のパソコン講座を減らしたことにより、自主事業収入は減少している。

社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応した事業を展開するため、

これまで実施してきた事業について抜本的に見直しを行うとともに、より積極的に事業を紹介するなど収入の増加に取り組まれない。

一方、支出については人件費をはじめとする経費の削減に努めているところであるが、平成18年9月までに導入される公の施設の指定管理者制度を見据え、一層の効率的な運営と事業の充実等サービスの向上に取り組まれない。

以上のことに着実に対応され、今後とも、本市の男女共同参画のまちづくりに貢献されることを期待する。

(監査事務局第三課)